

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和2年9月7日(月)

開会 午前 9時00分

閉会 午前 9時49分

出席者 委 員 委員長 中 島 克 訓

大 浦 兼 政 青 木 一 男 入 野 登志子

関 口 孫一郎 梅 澤 米 満 福 田 裕 司

天 谷 浩 明

議 長 小 堀 良 江

傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之

川 上 均 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 茂 呂 健 市 内 海 まさかず

小久保 かおる 針 谷 育 造 氏 家 晃

千 葉 正 弘 白 石 幹 男 永 田 武 志

福 富 善 明 大阿久 岩 人

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	小 保 方	昭 洋
総 務 部 長	永 島	勝
危 機 管 理 監	福 田	栄 治
財 務 部 長	大 野	和 久
消 防 長	小 島	徹
総 合 政 策 部 副 部 長 兼 長 総 合 政 策 課 長	増 山	昌 章
職 員 課 長	小 川	稔
情 報 シ ス テ ム 課 長	須 見	誠
契 約 検 査 課 長	木 村	浩 二
危 機 管 理 課 長	間 中	正 幸
管 財 課 長	岩 崎	充
財 政 課 長	小 野 寺	正 明
財 務 部 副 部 長 兼 長 財 政 改 革 推 進 課 長	寺 内	秀 行
市 民 税 課 長	茂 木	隆
資 産 税 課 長	白 井	一 之
収 税 課 長	奈 良 部	和 紀
消 防 総 務 課 長	鈴 木	宏 之
議 事 課 長	佐 山	美 枝

令和2年第6回栃木市議会定例会
総務常任委員会議事日程

令和2年9月7日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第59号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2 議案第60号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3 議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（中島克訓君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（中島克訓君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（中島克訓君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第59号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

茂木市民税課長。

○市民税課長（茂木 隆君） ただいまご上程いただきました議案第59号 栃木市税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は11ページから19ページ、議案説明書は3ページから37ページとなります。

初めに、議案説明書により説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書3ページを御覧ください。提案理由であります、地方税法等の一部が改正され、独り親の市民税及び葉巻きたばこに関する規定の改正並びに新型コロナウイルス感染症等に係る特例が設けられたことなどに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては記載のとおりであり、詳細な部分につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。

第1条関係ですが、改正案第24条につきましては、全ての独り親家庭に対しまして、公平な税制を実現する観点から、寡夫及び未婚で児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父親または母親を独り親としまして、市民税の非課税の対象とするものであります。

続きまして、下にあります34条の2、その下の36条の2はその独り親に対する控除の適用を定めております。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。中ほどの第94条につきましては、1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、重量が0.3グラムは紙巻きたばこ0.3本分、0.5グラムは0.5本分とする重量比例課税を重量が0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を葉巻たばこ0.7本分に換算する課税方式へ見直すものであります。

なお、この見直しは段階的に引き上げるものでありまして、1年間の経過後に1グラム未満を1本に換算する改正が第2条関係にございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。附則第3条の9につきましては、第2項において申告書の提出期限延長に伴う納期限の延長の場合の延滞金の割合について、現在の割合から結果的には0.5%引き下げるというものであります。

12ページ、13ページを御覧ください。右側、13ページの中ほどの下、附則第10条の2の追加部分、太字部分になりますが、第21項につきましては新型コロナウイルス感染に係る先端設備該当家屋等に対する固定資産税の課税標準額の特例措置、これはいわゆるわがまち特例というものですけれども、そちらの割合数値をゼロに定めるものであります。

附則、その下、15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減が適用となる取得の期限を6か月延長するというものであります。

14ページ、15ページを御覧ください。右側、15ページの一番下、附則第24条につきましては、新型コロナウイルス感染等に係る徴収猶予に係る手続等において、提出された書類の修正等による再提出の期間として、条例で定める期間を準用するというものであります。

第2条関係は、引用関係の条項の整理が主なものでありますので、飛ばさせていただきます、36ページ、37ページを御覧ください。第3条関係になりますけれども、右側、37ページの中ほど、附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症によりイベントが中止となり、主催者等への入場料金等の払戻し請求権を放棄した場合、その放棄した入場料金等の払戻し請求権相当額の寄附金を支出したものとみなして、寄附金控除の対象とするものであります。

新旧対照表の説明は以上になります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、議案書11ページを御覧ください。こちらが制定文となります。12ページを御覧ください。条例の改正文ですけれども、主な内容につきましては、先ほど新旧対照表により説明させていただきましたので、附則について説明させていただきます。ページが飛びまして、17ページを御覧ください。17ページ、真ん中より下にあります附則第1条の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するというものであります。ただし、次の第1号から第5号につきましては、その該当各号に定める日からそれぞれ施行するというものであります。

18ページを御覧ください。第2条以降につきましては、それぞれの経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するというものであります。

以上がこのたびの条例改正の主な内容でございます。

これで説明を終わります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

今課長に説明いただいた中で、これは議案説明書の中の13ページの真ん中に太く書いてあるところで、わがまち特例ということでおっしゃったのですけれども、中身だけ教えていただいでよろしいでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 茂木市民税課長。

○市民税課長（茂木 隆君） わがまち特例と申しますのは、平成24年の税制から改正をされて実施されたもので、国が全国で一律の特例措置を定めて実施するよりも各地方団体の裁量を認めたほうが効果的な場合、特例措置の内容を条例で定めることができるというものであります。この制度に伴いまして、今回のものでいいますと、附則の第10条の2というところで先ほどちょっと言いました固定資産税の課税特例の中の新型コロナウイルスに関する先端設備の部分がありますけれども、要はそういうコロナウイルスになったときに、そういう固定資産の特例が受けられるようなものの固定資産対象物を造った場合には減免の対象になるという部分があるわけです。そういうものを減免することで、もっとそういうものをどんどん造ってほしいというような形になるのですけれども、そういうものに関する税の固定資産の特例という形で、今回ゼロということは税金をかけないでいいよというような形の証明になります。そのほかいろんなものがあるわけですが、今回の条例改正に関しましては、そういうものが入っているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（中島克訓君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案説明書の関係の37ページなのですが、先ほど寄附金の税額控除の件についてちょっと分かりづらかったのですが、要は例えば栃木市が指定している、そういうイベントか何かが対象だというふうに私は今取っているのですけれども、これは民間で俗に言う、例えば民間主導でイベントか何かを開いたときにもそれは適用するという解釈でもよろしいのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 茂木市民税課長。

○市民税課長（茂木 隆君） おっしゃるとおりでありまして、市の認定したものということではなく、あくまでも控除の対象になるということですので、そういうことで入場料を返さなかったというようなことがあった場合には、寄附行為という形で行為の対象になるということでございます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 寄附行為になると、多分税務署申告ですと多分それは枠外なのですよ。ですから、課税はされないという、一応確認ですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 茂木市民税課長。

○市民税課長（茂木 隆君） あくまでも放棄をした入場料金等の払戻し請求権の寄附という形になりますので、この控除の対象となるという形ですから、そういうことになります。

以上です。

○委員長（中島克訓君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第59号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

では、議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第2、議案第60号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

白井資産税課長。

○資産税課長（白井一之君） それでは、よろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第60号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は20ページから21ページであります。また、議案説明書は38ページから41ページであります。初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の38ページを御覧ください。議案第60号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由であります。地方税法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症等に係る特例が設けられたことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要につきましては記載のとおりであり、詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

40ページ、41ページをお開きください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第1条関係ですが、附則第19項は都市計画税の課税標準の特例割合を定めるものでありまして、新たに第61条を加えることにより、新型コロナウイルス感染症により厳しい経営環境にある中小事業者に対して、令和3年度課税分の1年分に限り、事業用家屋に係る都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロにするというものであります。

第2条関係は引用条項の整理でありますので、説明は省略いたします。

新旧対照表での説明は以上であります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入れますが、議案書の20ページを御覧ください。こちらは制定文になります。

21ページを御覧ください。附則の施行期日ではありますが、附則第1項により、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中島克訓君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） ありがとうございます。

まず、説明をいただいた中で、今回は新型コロナウイルス感染症に関しての条例の改正だということでしたのですけれども、1年限りとおっしゃったのですか。これは、1年というのはいつからの1年分なのかお伺いいたします。

○委員長（中島克訓君） 白井資産税課長。

○資産税課長（白井一之君） 令和3年度課税の1年分でありますので、令和3年1月1日から3月30、すみません……年度で令和3年度になりますので、すみません。令和3年度賦課分になりますので、税金としては1年間なので、12月31日までですか。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 白井資産税課長。

○資産税課長（白井一之君） 令和3年度、賦課期日が1月1日でありまして、税金としてはやっぱり年度になりますので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの年度の税金ということになります。すみません。失礼しました。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました。それで、実際に都市計画税のこれに関わる関係者いらっしゃると思うのですが、そういう方たちも今もうやっていかなければいけないのしょうから、周知の仕方とかそういうのはどのようにされるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 白井資産税課長。

○資産税課長（白井一之君） 今月末には市のホームページに今回の軽減措置について掲載する予定であります。また、市が発行している新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせというピンク色のお知らせがあるのですが、そちらのほうにも軽自動車と併せて周知をしていきたいと思っています。

あと12月には事業者には申告書を送付しますので、その際にはやはりチラシも同封して送るようになりたいと思っています。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） すみません。しつこくして申し訳ございません。

議案書のところで、公布日と、それから施行日が書いてあるのですが、21ページですか、今やっている条例は公布の日から施行する。だから、議会が終わったら始まりますよということですね。ただし、2条の規定は令和3年1月1日からと、同じなのか別々なのかというところなのですが、一緒ではないというところをお聞きしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 白井資産税課長。

○資産税課長（白井一之君） 第2条の改正は、先ほど市税条例のほうでもちょっと説明があったと思うのですが、中止されたイベントに係る入場料の払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の特例とか、あとは住宅ローンの適用要件の弾力化の特例などが創設されたことにより項ずれが起きまして、61条を63条に改めるものです。これは、令和3年の市民税の申告から適用されるということ

で施行日が令和3年1月1日というふうになっております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） よく分からない。すみません。かかった分を少なく申告するわけだから、その差額というのは実際かかった分よりも市がもらうほうが少ないわけですね。この差額というのは、市が負担するということによろしいですか。本当はこれだけかかるのだけれども、実際に売上げとか、償却するから、そういう申請をすると、払うほうは少ないわけだから、本当はこれだけもらわなければいけないというその差額。

○委員長（中島克訓君） 臼井資産税課長。

○資産税課長（臼井一之君） 今回都市計画税の条例ですけれども、先ほどの市民税のほうの説明でありましたように、固定資産税と都市計画税がこの償却資産、事業用の償却資産と事業用の家屋ということで1年分がその収入に応じて30%から50%減ったところは2分の1に、50%以上減ったところはゼロになるものですから、その栃木市の税収は減りますけれども、これは全額国費で補填していただけるということで、正式には新型コロナウイルス感染症対策地方税減税補填特別交付金というのが創設されて、そちらのほうで戻ってくるということになっております。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました。ありがとうございます。

要望なのですけれども、今回この都市計画税条例のを見ていて、数字だけが並んでいて、何がどうすればいいのかなというのが非常に分かりづかったものですから、もしできることであれば空いているところとか別にこういう説明を、これはこういう改正ですよというのをもう少し分かりやすく言っていただけるといいかなと思ったものですから、要望としてさせていただきます。

○委員長（中島克訓君） では、要望ということで。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第60号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

ここで執行部の入替えをいたしますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第57号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（中島克訓君） 次に、日程第3、議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

小野寺財政課長。

○財政課長（小野寺正明君） よろしく申し上げます。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。令和2年度栃木市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46億4,718万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ892億8,854万円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正（追加）であります。所管関係部分は、1項目のRPAソフトウェア仕様から5項目めの栃木市役所本庁舎受付等業務委託までの5項目であります。

まず、1項目めのRPAソフトウェア仕様であります。定型的なパソコン操作を自動化するRPA、ロボティック・プロセス・オートメーションというものですが、を導入するに当たり、令和3年度の債務負担行為を追加させていただくものであります。

2項目めの栃木市役所本庁舎宿直警備等業務委託から5項目めの栃木市役所本庁舎受付等業務委

託までの4項目につきましては、栃木市役所本庁舎の施設管理に必要となる各業務を委託するに当たり、令和3年度から令和5年までの3年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

7ページを御覧ください。第3表、地方債補正(変更)であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。上段の補正前の起債の目的欄の1項目め、保育所施設整備事業から4項目め、臨時財政対策債までの計4件について記載の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

次に、17ページをお開きください。17ページになります。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。17ページは歳入、次の18、19ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入についてご説明をさせていただきます。

20ページ、21ページをお開きください。10款1項1目1節地方特例交付金は、補正額1,386万円の増額であります。説明欄の地方特例交付金につきましては、住宅ローン減税及び自動車税等環境性能割減税に対する地方特例交付金の確定に伴い、増額補正するものであります。

次に、11款1項1目1節地方交付税は、補正額2億4,542万2,000円の増額であります。説明欄の普通交付税につきましては、普通交付税の額の決定に伴い、増額補正するものであります。

1つ飛びまして、15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額4億364万4,000円の増額であります。説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルスによる感染拡大の防止及びそれによる地域経済や住民生活への影響に対し実施される事業について交付されるものでありまして、増額補正するものであります。

少し飛びまして、24ページ、25ページをお開きください。18款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額3億3,480万円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、現時点の寄附金受入額が当初の想定を上回っていることから増額補正するものであります。

次の19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額2億3,648万9,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるため増額補正するものであります。

26、27ページをお開きください。19款3項1目1節寺尾財産区繰入金は、補正額421万9,000円の増額であります。説明欄の寺尾財産区繰入金につきましては、地元団体からの要望により星野遺跡周辺整備事業を実施するための財源として繰り入れるため増額補正するものであります。

次の20款1項1目1節前年度繰越金は、補正額28億396万6,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金の確定により増額補正するものであります。

1つ飛びまして、22款1項の市債であります。まず、2目1節児童福祉債は補正額110万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業(保育所施設整備事業)につきましては、民間保育所整備

補助金に充てる起債を増額補正するものであります。

5目1節道路橋りょう債は、補正額5,050万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道1066号線道路改良事業費、今泉泉川線道路整備事業費に充てる起債を増額補正するものであります。

次の地方道路等整備事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道各号線道路改良事業、市道61268号線外道路改良事業費、市道330745線道路改良事業費に充てる起債を増額補正するものであります。

2節河川債は、補正額1,500万円の増額であります。説明欄の緊急自然災害防止対策事業債（河川等整備事業）につきましては、河川排水路整備事業費に充てる起債を増額補正するものであります。

8目1節臨時財政対策債は、補正額7,690万円の増額であります。説明欄の臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い、増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。28、29ページをお開きください。まず、1款1項1目議会費は、補正額1,249万8,000円の減額であります。説明欄の議員人件費及び次の議会運営費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、議員報酬、行政視察旅費、政務活動費交付金を減額いただけますことから、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金の財源とするため補正するものであります。

30ページ、31ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額50万6,000円の減額であります。説明欄の会計年度任用職員人件費（総合政策課）につきましては、ふるさと応援寄附の受入れに要する会計年度任用職員報酬を補正するものであります。

次の特別職人件費につきましては、特別職の給料及び職員手当等の減額に伴うものであります。

次の契約管理システム改修委託費につきましては、入札参加資格審査申請の共同受付に伴う契約管理システムの改修のため、委託料を補正するものであります。

3目財政管理費は、補正額14億363万4,000円の増額であります。説明欄の財政課一般経常事務費につきましては、地方公会計制度における財務書類等の公表時期が早まったため、作成期間の短縮に要する支援業務委託料を補正するものであります。

次の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法の規定に基づき、令和元年度決算剰余金の一部を積み立てるため積立金を補正するものであります。

5目財産管理費につきましては、補正額498万円の増額であります。説明欄の感染症拡大防止期間における民間バス活用事業費につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市有バスの乗車人員を制限するに当たり、車両数の不足を補うため、自動車借上料を補正するものであります。

次の未利用公共施設活用事業費につきましては、本年4月より未利用となった旧西方保健センターの利活用に必要となる用地測量業務委託料を補正するものであります。

6目企画費は、補正額4億2,378万6,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附事業費につきましては、寄附受入額が当初見込みを大きく上回っているため、寄附返礼品代等の諸費用を補正するものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、寄附金の増額が見込まれることから積立金を補正するものであります。

10目情報システム管理費は、補正額2,271万3,000円の増額であります。説明欄の情報端末管理費につきましては、外部や庁内のウェブ会議を実施するため、タブレット端末等の備品購入費を補正するものであります。

次のRPA整備事業費につきましては、債務負担行為補正で触れましたが、定型的なパソコン操作を自動化するRPAを導入するため、導入支援業務委託料及びソフトウェア使用料を補正するものであります。

15目諸費は、補正額14億5,560万円の増額であります。説明欄の1項目め、国県支出金返還金（危機管理課）につきましては、令和元年度に概算交付を受けた県災害救助費繰替支弁金負担金の精算に伴う返還金を補正するものであります。

32ページ、33ページをお開きください。2款2項2目賦課徴収費は、補正額89万5,000円の増額であります。説明欄の市税徴収事務費につきましては、口座振替の促進によるキャッシュレス化や収納率の向上を目的として、各総合支所にマルチペイメントネットワークを利用した口座振替受付端末を導入するため使用料及び備品購入費を補正するものであります。

34、35ページをお開きください。2款5項1目統計調査総務費は、補正額19万2,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員の人事異動により当初見込んでいた共済費に不足が生ずるため補正するものであります。

なお、次のページ以降、各科目における職員人件費、これが幾つか計上されておりますが、全て人事異動等により当初見込んでいた所属職員の人数、役職等に変更が生じたため、給料、職員手当等を補正するものでありますので、このページ以降の説明につきましては、恐れ入りますが、省略をさせていただきます。

次に、60ページ、61ページをお開きください。9款1項1目常備消防費は、補正額457万5,000円の増額であります。説明欄の消防職員福利厚生事業費につきましては、救急業務に携わる消防職員の感染防止対策を強化するため、麻疹、風疹等の抗体検査手数料及び予防接種委託料を補正するものであります。

62、63ページをお開きください。10款1項2目事務局費は、補正額218万1,000円の増額であります。説明欄の2行目、特別職人件費につきましては、特別職の給料及び職員手当等の減額に伴うも

のであります。

以上をもちまして、令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中島克訓君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

入野委員。

○委員（入野登志子君） ありがとうございます。

説明いただいた中で、31ページの民間バス活用事業費とあったのですが、これは子供たちが今までバス1台、市のバスが使えたけれども、コロナの関係で民間のバスを借りなければいけなくなってしまうということだと思えるのですが、学校関係の事業って結構同じような時期に行くと思えるのですが、民間バスを借りるのであれば、借りるときにはどういった具合で借りていくのでしょうか。ここをお願いしますと言ってしまうのか、それとも入札をかけて借りていくのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 岩崎管財課長。

○管財課長（岩崎 充君） お答えいたします。

まず、この内容については、これまで例えば定員40名のバスを使っていったと、ですけれどもコロナ対策で密を避けるということで定員を半数以下にいたしました。まず、運転席の後ろ2席は空ける、それから補助席は使わないということですので、定員の半数以下になってしまうということで、その分を民間バスを借り上げて補うということでございます。当然民間バスのほうに対しても定員以下の同じような内容で借入れを行います。要望というか、使いたいというものにつきましては、現在取りまとめがほぼ一通り終わったのですが、今のところ校外学習であるとかそういうものを行ったらいいかどうかという判断がまだつきかねているようなところがありまして、今のところ民間バスの借り上げは4台というような要望で取りまとめをしております。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました。

では、同じところで先ほど聞き漏らしてしまったのですけれども、未利用公共施設活用事業費と下に書いてありますけれども、西方と聞いただけで後が分からなかったのですけれども、教えていただきたいと思います。

○委員長（中島克訓君） 寺内行財政改革推進課長。

○財政部副部長兼行財政改革推進課長（寺内秀行君） こちら西方保健センター、旧保健センターの敷地のところでございまして、現在4月からその機能が北部健康福祉センターのほうに移ったので、そこが空いておるというところでございまして、その敷地を測量させていただきたいというところでございます。

以上です。

○委員長（中島克訓君） 入野委員。

○委員（入野登志子君） 分かりました。では、そうするとそこは今もう使わないわけだから、ここはどうしようかという、その後の計画もあるのでしょうか。

○委員長（中島克訓君） 寺内行財政改革推進課長。

○財政部副部長兼行財政改革推進課長（寺内秀行君） 施設の有効活用として、民間への売却や賃貸借なども想定はされるのですけれども、まだ敷地が測量がされていなくて、確定されておられませんので、まずは測量させてくださいという事業でありまして、その中には実は古い水路が公図上残っておりまして、この後その払下げ等のことも進めたいなと思っておるところであります。

○委員長（中島克訓君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第57号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島克訓君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（中島克訓君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。
これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。
ご苦勞さまでした。

(午前 9時49分)